

危険な瓦屋根の 耐風診断・改修をされる方は、

診断費 上限 **2万1千円**

改修費 上限 **55万2千円** もらえます



目的	強風や地震による住宅の瓦屋根の被害を軽減し、市民の身体及び財産を保護するため、瓦の緊結状況等を調査し必要に応じて改修を行う者に対して、補助するものです。	
対象建物	一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上） 屋根材が瓦であり令和3年12月31日までに葺いたもの	
対象者	次のいずれかの者 ① 住宅の所有者 ② 住宅に居住する者で所有者の同意を得られた者	
対象事業	<p>[A] 瓦屋根診断</p> <p>① かわらぶき技能士、瓦屋根工事技士及び瓦屋根診断技士が、告示基準（昭和46年建設省告示第109号・令和2年改正）への適合を確認するために行う瓦屋根の診断</p> <p>[B] 瓦屋根改修</p> <p>① 瓦屋根診断の結果、告示基準に適合していないこと（屋根が強風等で被災したものは、瓦屋根診断不要）</p> <p>② 瓦屋根の全面を告示基準に適合させること（スレート屋根、金属屋根等にする工事も対象）</p> <p>③ 耐風改修後の住宅が地震に対して安全な構造（耐震診断の評点が1.0以上又は昭和56年6月以降の建築）であること</p> <p>[C] 共通</p> <p>① 対象者が行う（費用を出す）こと</p> <p>② 敷地内で過去に当該補助金の交付を受けていないこと</p> <p>注）1つの敷地で受けられる診断及び改修は、それぞれ1回限りです。</p>	<p>注意!</p> <p>交付決定前に 工事・業務の 契約・着手を してはいけません 書面の契約が 必要です</p>
補助の額	[A] 診断費	瓦屋根診断に要する経費の3分の2で 上限 2万1千円 (千円未満切捨て)
	[B] 改修費	次に掲げる費用のいずれか低い額の23%で ① 瓦屋根改修に要する経費 ② 屋根面積に1平方メートル当たり2万4千円を乗じて得た額 上限 55万2千円 (千円未満切捨て)